

# 山口都市計画

## 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

### 《目 次》

1. 都市計画の目標	1
1-1. 基本的事項	1
1-2. 都市づくりの基本理念	2
2. 区域区分の決定の有無	4
3. 主要な都市計画の決定の方針	5
3-1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	5
3-2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	10
3-3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	18
3-4. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針	19
3-5. 景観の保全と創出に関する主要な都市計画の決定の方針	23
3-6. 都市防災に関する主要な都市計画の決定の方針	24
参考資料	25

令和2年(2020年)12月

山口県土木建築部都市計画課



# 1. 都市計画の目標

## 1-1. 基本的事項

### (1) 目標年次

本計画の策定に当たり、「都市計画の目標」、「主要な都市計画の決定の方針」については、おおむね 20 年後となる令和 22 年(2040 年)を想定する。

### (2) 都市計画区域の範囲及び規模

本区域の範囲及び規模は、次の通りである。

#### 【都市計画区域の範囲及び規模】

区 分	市町村名	範 囲	規 模	備 考
山 口 都市計画区域	山口市	行政区域の一部	36,601 ha	
	合計		36,601 ha	

※ 「都市計画現況調査\*」による平成 29 年(2017 年)3 月 31 日現在の値

### (3) 目標年次におけるおおむねの人口規模（推計値）

山口市の人口規模は、次のとおりである。

#### 【目標年次におけるおおむねの人口規模】

区 分	平成 27 年 (2015 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 22 年 (2040 年)
山口都市計画区域	182,479 人	—	—
山口都市計画区域外	14,943 人	—	—
合 計	197,422 人	192,535 人	183,929 人

※平成 27 年(2015 年)数値は、平成 27 年(2015 年)国勢調査を基に山口県土木建築部都市計画課が推計

※令和 12 年(2030 年)及び令和 22 年(2040 年)数値は、国立社会保障・人口問題研究所の推計（「日本の市区町村別将来推計人口」（平成 30 年(2018 年)3 月推計)）

「\*」が付いている用語は用語解説に説明を掲載しています。

## 1-2. 都市づくりの基本理念

山口都市計画区域は、山口県の中央部に位置し、南は瀬戸内海に面しており、山口市1市を区域とする都市計画区域である。

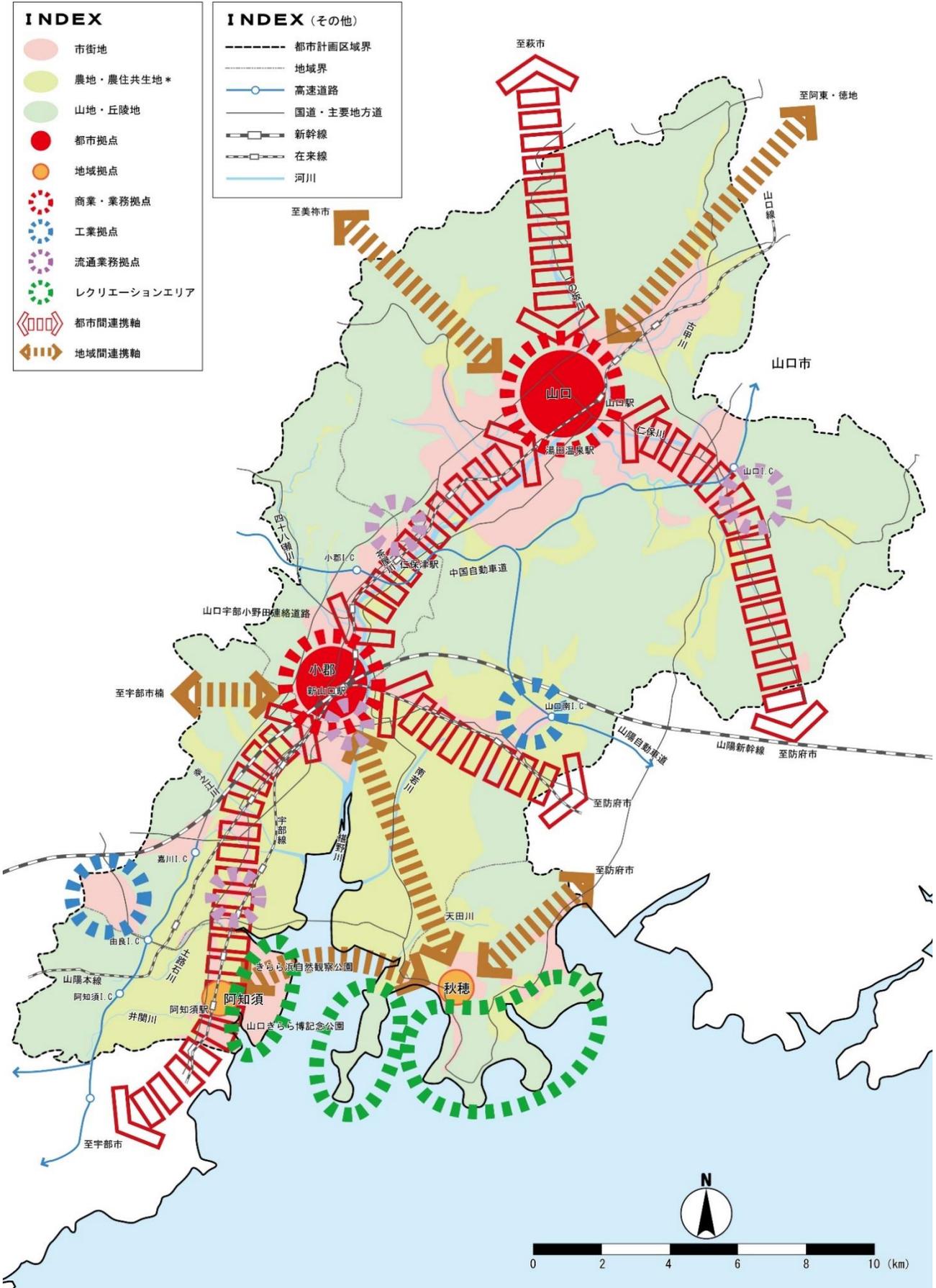
本区域は、山口県の県庁所在地としての都市機能が集積し、行政、教育、文化の中心的役割を果たしており、また、美しい山や海に恵まれた多自然型居住地域や、樫野川流域をはじめとする農業地域、歴史ある山口や湯田温泉、秋穂・阿知須きさら浜など観光・レクリエーションの場、工業・流通・サービス業の集積やこれを背景とした住宅地など多彩な地域特性を有している。さらに、山陽新幹線・山陽本線などの鉄道、山陽自動車道・中国自動車道・国道2号・国道9号などの幹線道路が交差する交通の要衝としての役割を担うなど、今後とも、県央中核都市として魅力あるまちづくりが求められている、拠点性の高い重要な区域である。

本区域が誇るこのような地域特性の優れた面を積極的に活かした都市づくりの基本理念を以下のように設定する。

### 自然・歴史・文化と活気に彩られた県都中核都市づくり

- 山から海に至る美しい自然、地域ごとの特色ある歴史や文化を活かし、住む人がまちに誇りと愛着を持ち、訪れる人を魅了する美しい都市づくりを進める。
- 都市内に蓄積された都市基盤施設\*を活用することで、都市機能誘導区域の再構築と活性化を行う。また、立地適正化計画\*により都市機能\*等を誘導し、都市機能誘導区域の拠点性を高めることにより、公共交通や徒歩による移動が可能な集約型の都市づくりを進める。
- ユニバーサルデザイン\*に配慮することで誰もが暮らしやすい都市環境を整えるとともに、洪水・土砂災害・地震等に対応した災害に強い都市づくりを進める。
- 県央部としての交通利便性を活用し、他都市との交流や連携、産業の振興を支える都市ネットワーク\*の形成を図り、拠点性をもつ活力ある都市づくりを進める。
- 住民と行政がそれぞれの役割と責任を分担しながら、エリアマネジメント\*の推進等、協働して地域特性を活かした個性豊かな都市づくりを進める。

# 山口都市計画区域の将来都市構造



## 2. 区域区分\*の決定の有無

本都市計画区域に区域区分\*を定めない。

### 【区域区分\*を定めないとした理由】

本区域は開発圧力\*が強く、用途白地地域\*にも開発圧力\*が及んでいたが、平成23年(2011年)度末に特定用途制限地域\*の適用が行われ、市街地の拡散防止が図られているため、市街地拡大を抑制できると判断される。引き続き計画的な市街地整備と田園部や丘陵部等の自然的環境を保全するためには、用途白地地域\*の土地利用の適切なコントロールが必要である。

郊外部の開発圧力\*を用途地域\*内に充填していくには、区域区分\*制度を適用することも考えられるが、人口分布の状況や用途地域\*の指定のない都市計画区域\*を統合し一体の都市計画としている現状から、市街化区域\*設定の調整(市街化調整区域\*となる用途白地地域\*の土地利用の現状に対応した設定要件)や地域のコンセンサスを得るにはかなりの時間を要すると想定される。

このため、本都市計画区域は、将来的には区域区分\*の適用を検討しつつ、当面の措置として用途白地地域\*において、引き続き建築形態規制\*や、特定用途制限地域による制限等を行うとともに、用途地域\*内においては立地適正化計画\*による誘導施策や、優先的・計画的な基盤整備により、都市的な土地利用の増進を図り、市街地の拡散を防止することとし、区域区分\*の適用は行わないものとする。

引き続き、一体の都市として考えられる防府都市計画区域の状況や今後の社会・経済情勢等の動向を勘案しつつ、区域区分の適用を含め、将来的に望ましい土地利用のあり方とその実現手法について、検討を行っていく。

### 3. 主要な都市計画の決定の方針

#### 3-1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

集約型の都市\*づくりを進めるために、立地適正化計画\*をはじめとする誘導策と用途地域内での優先的・計画的な基盤整備による土地利用の増進と併せて、用途白地地域内での開発の抑制を一体的に運用する。

##### (1) 主要用途の配置の方針

###### ① 商業地・業務地

- ・ 山口の中心部では、湯田温泉との連携や、大内文化や萩往還、一の坂川周辺等の歴史や身近な自然を活かした都市空間・景観整備等、都市型観光の展開等により、個性あふれる商業・業務拠点の形成を図る。
- ・ 白石、大殿地区から湯田温泉地区にかけての中心市街地においては、今後とも交通基盤の整備や商店街の街区再編等を促進する。また、広域的な交通の利便性を活かした商業・業務機能の集積を図るとともに、医療、教育・文化等の高次の都市機能もあわせた立地誘導を進める。
- ・ 山口地域の中園町周辺地区は、既に情報通信関連施設が集積していることから、人や情報などが集まる交流にぎわい拠点として情報通信産業の誘致、充実を図る。
- ・ 交通結節点\*となる新山口駅などを中心に、高次都市機能\*の立地誘導を進める。
- ・ 小郡地域の市街地内道路沿いについては、良好な市街地環境の形成に配慮するとともに、市民生活に身近な商業機能等の充実を図る。
- ・ 商業施設等が集積する阿知須駅周辺においては、地域住民の日常を支える生活サービス機能の集積を図るとともに、歴史的資源を活かしたまちづくりを行い、魅力ある市街地の形成を図る。

###### ② 工業地

- ・ 広域交通の利便性を活かし、山陽自動車道等のインターチェンジ周辺に位置する山口テクノパーク、山口テクノ第2団地、鑄銭司団地、鑄銭司第二団地整備予定地を、研究開発型企业等の受け皿となる業務・工業用地として位置づけ、基盤整備と企業誘致を推進する。
- ・ 住宅及び工場の混在している地区については、防災面や環境面へ配慮しつつ、緩衝緑地\*帯の設置など周辺環境の整備を推進し、安全な工業地の形成を図る。

###### ③ 住宅地

- ・ 人口集中地区である既成市街地やその周辺市街地については、一定の人口密度を維持・確保するため、生活サービス機能の誘導とあわせて、公共交通の利便性の高い駅やバス停などの周辺への居住の誘導を推進する。
- ・ 相当規模の宅地開発が行われる区域については、地区計画\*、緑地協定\*、建築協定\*等を活用し、良好な住環境の保全・形成に努める。
- ・ 一般住宅地は、住宅地としての土地利用を主体とする地区を位置づけ、生活道路や下水

道等の都市基盤整備を進めながら、利便性の高い住宅地の形成を図る。

- ・ 老朽化した木造建築物や細街路からなる密集した市街地では、建築物の耐震化、住宅の建替え促進や生活道路の整備など住環境の改善を進めるとともに、空き家・空き地の活用を促進し、既成市街地\*の再生によるまちなか居住を推進する。
- ・ 防災・防犯上の安全性確保や良好な景観の保持・形成が求められることから、空家等対策計画\*の活用などにより都市のスポンジ化\*対策を推進する。

#### ④ 流通業務地

- ・ 中国自動車道小郡インターチェンジ周辺の山口県流通センター及び国道190号山口市佐山地区周辺に立地する山口物流産業団地、山口物流センター、中国自動車道山口インターチェンジ周辺、国道262号沿線の鯖山地区を流通業務地として位置づけ、広域交通の利便性を活かし、周辺環境に配慮した適切な土地利用制度の活用により流通業務施設の集積の誘導を図る。
- ・ 新山口駅周辺地区においては、広域交通の利便性を活かした流通業務施設の集積・誘導を検討する。

### (2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

- ・ 商業地・業務地については、建築物の中高層化による土地利用を図る。
- ・ 工業地及び流通業務地については、緩衝緑地\*帯の設置など周辺環境の整備を推進しながら土地利用を図る。
- ・ 周辺住宅地については、低層住宅を主体とした土地利用を図り、各地域の特性に応じたゆとりのある良好な居住環境の確保に努める。

### (3) 市街地における住宅建設の方針

- ・ 安全性と快適性、利便性を備えた質の高い宅地・住宅地を供給するため、市街地開発事業等による面的整備の検討等、それぞれの地域の特性に応じた住宅の建設を図る。

### (4) 土地利用の方針

#### ① 土地の高度利用に関する方針

- ・ 本区域の中心部となっている山口駅、新山口駅周辺地区については、立地適正化計画\*による誘導策により、県央中核都市\*の中心部にふさわしい商業・業務、文化、情報等の高次都市機能\*の集積に努めるとともに、都市景観に配慮しつつ、遊休地・低未利用地の有効活用や健全な高度利用を図る。

#### ② 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・ 山口駅や湯田温泉駅の北部などの既成市街地の木造老朽建築物や細街路からなる密集した居住環境上課題のある地域については、歴史的まちなみに配慮するとともに、土地区画整理\*等の面的整備などを進め、防災性の向上を図るなど住環境の改善に努める。
- ・ 居住環境の改善又は維持が必要な地域については、建物の耐震化や住宅の建替えの促進、生活道路の整備などの住環境の改善、及び、都市のスポンジ化\*対策を進めることで、既

成市街地\*の再生によるまちなか居住を推進する。

- ・ 計画的開発団地をはじめ、既成市街地においても地区計画や緑地協定、建築協定等を活用し、地域の特性に応じた良好な住環境の形成に努める。
- ・ 集落内の住宅密集地及び公共施設等が不足している地区については、住宅事情の改善と環境整備に努める。
- ・ 騒音等の著しい交通施設等の周辺については、公害の防止を図るため、緑地帯の設置や適正な土地利用の誘導を図る。

### ③ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- ・ パークロードなどの主要な道路空間や維新百年記念公園などの公園緑地、社寺境内林、河川沿いの緑地等は、都市にうるおいを与え、住民の憩いの場としても貴重な空間であることから、その保全・活用を図る。
- ・ 一の坂川地区等、地域を特徴づける景観を有する地区については、その景観の保全を図る。
- ・ 地域を特徴づける歴史的景観や良好な自然景観を残す大殿地区周辺の萩往還沿い及び瑠璃光寺周辺、阿知須縄田地区、秋穂草山崎地区等についてはその景観の保全を図る。

### ④ 優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・ 榎野川河口部や、井関川、土路石川、天田川などの河川沿いに広がる市街地周辺部の農地は、食料の安定供給を図るための土地資源であるとともに、都市の貴重なオープンスペース\*でもあることから、原則として農業の振興と農地の保全を図る地区としてその保全に努める。
- ・ 農村等の既存集落については、地域の活力やコミュニティ\*を維持するため、地区計画\*や集落地区計画\*等の制度を活用するなどして、良好な営農等の条件や居住環境の確保に努める。

### ⑤ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 土砂災害から人命を守るため、土砂災害特別警戒区域\*、地すべり防止区域\*及び急傾斜地崩壊危険区域\*等に指定された区域については、居住や都市機能を誘導する区域から原則除外するとともに、開発許可\*制度の適切な運用等により、住宅の新規立地の抑制や、既存住宅等の区域外への移転・誘導を図る。
- ・ 土砂災害警戒区域\*に指定された区域や浸水想定区域\*に位置する区域については、警戒避難体制の整備状況、災害を軽減するための施設の整備状況や整備見込み、及び想定される被害（浸水深等）を総合的に勘案し、居住や都市機能を誘導するとともに、既存住宅等の区域外への移転・誘導について検討するよう努める。
- ・ 災害に強い市街地を形成するため、災害時の避難路や延焼防止帯等の確保を図る。
- ・ 山林や農地は、その保水機能や遊水機能により、土砂災害や水害の発生を抑制するために重要な役割を果たすことから、これらの適切な維持・保全を図る。

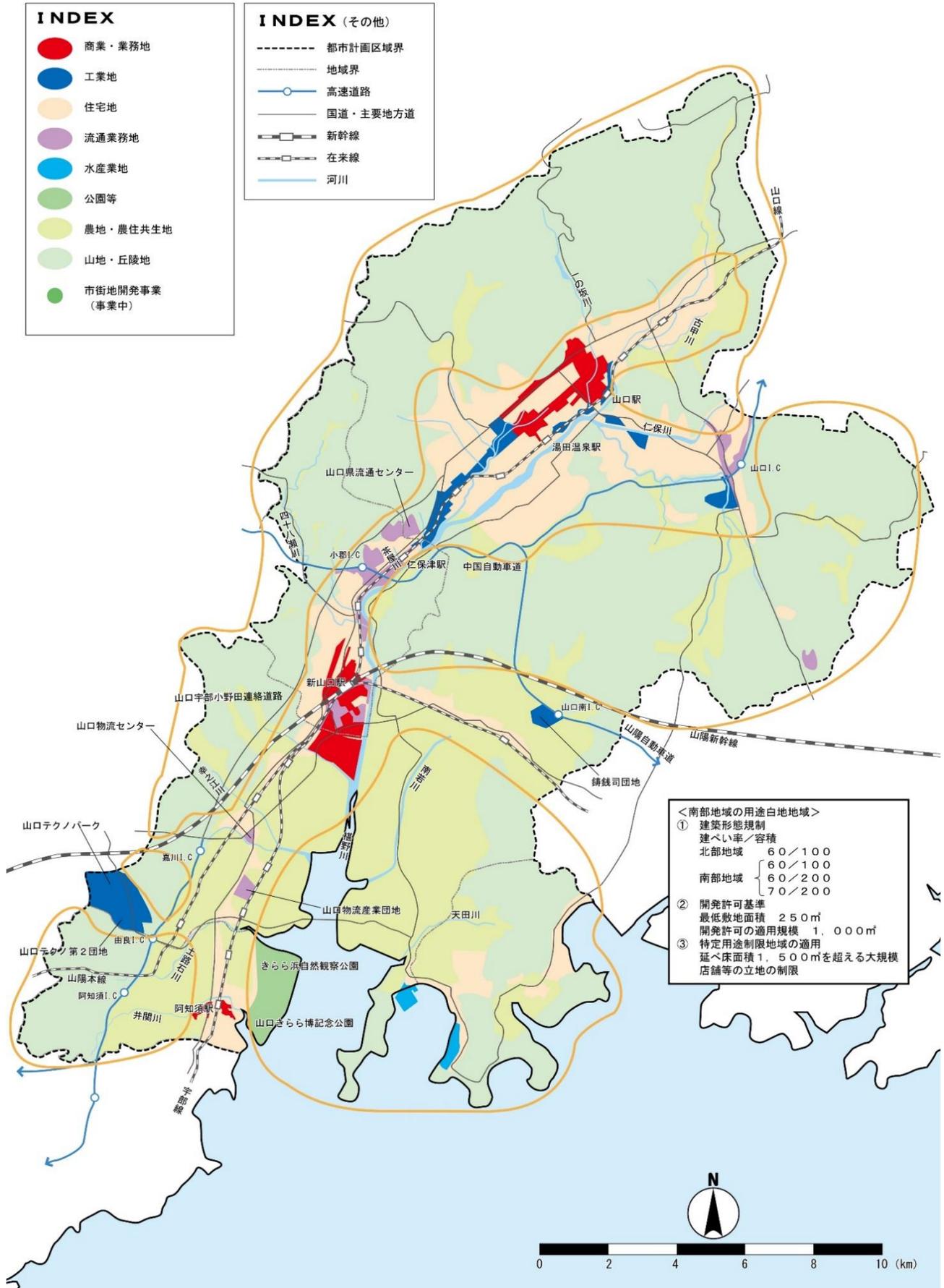
## ⑥ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・ 市街地を取り囲み、また瀬戸内海に面した山地・丘陵地、瀬戸内海沿岸の自然海岸、榎野川河口周辺の干潟や田園環境などについては、今後とも良好な自然地として保全を図る。
- ・ きらら浜（阿知須干拓地）の野鳥や水生生物・植物が生息する生態系の保全・整備を図る。

## ⑦ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・ 立地適正化計画\*を活用し、公共施設のみではなく住宅及び医療・福祉・商業等の民間の施設も対象としてその誘導を図る。
- ・ 用途地域\*内は、優先的・計画的な都市基盤整備や地区計画\*等の活用などにより、良好な市街地環境を創出し、低未利用地の利用増進を図る。
- ・ 用途地域\*の指定されていない地域においては、隣接する防府都市計画区域の市街化調整区域\*とのバランスを考慮し、建築形態\*の規制、特定用途制限地域\*による制限、及び、住宅地の拡大抑制を目的とした開発許可\*基準の強化等により無秩序な開発を抑制する。
- ・ 国道 9 号、国道 262 号等の幹線道路沿道のうち、用途地域\*の指定がなく沿線の田園・自然環境の保全の必要な地域では周辺の環境や景観と調和した土地利用の規制・誘導を図るため、地区計画\*の活用や特定用途制限地域等の土地利用制度の適用等、周辺の良好な環境と調和した秩序ある土地利用を誘導する。
- ・ 新山口駅南側周辺については、経済・産業の状況等を踏まえつつ、広域的な経済産業活動拠点となる新たな産業交流・創造空間となるような土地利用を検討する。
- ・ 山口市阿知須地域では、国道 190 号沿線を中心に連続した市街地が形成されており、隣接する宇部都市計画区域をまたいだ一体的な土地利用コントロールを図る。

## ■土地利用及び市街地整備に関する方針



## 3-2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### (1) 交通施設の都市計画の決定の方針

#### ① 基本方針

##### 1) 交通体系の整備の方針

- ・ 県央の中核を成す都市としての中核機能を発揮し、他の広域都市圏との広域交流を通じた地域活性化を図るために、既存の高速交通体系を活かしつつ、他都市との連携を促進する総合的な広域交通ネットワーク\*の充実・強化に努める。
- ・ 市街地内の交通を円滑に処理し、より安全で快適な生活を実現するため、幹線道路ネットワークの構築や公共交通機関の利便性の向上を図る。
- ・ 既存の道路空間を自家用車から徒歩・自転車交通、公共交通等を重視した空間に再構築することに努め、道路空間の利活用による都市環境の改善を図る。
- ・ 自家用車から公共交通への転換や交通不便地域における移動手段を確保するため、コミュニティ交通\*の維持・充実を図る。
- ・ 都市機能が集積している都市部と過疎化・高齢化が進む農山漁村地域においては、日常的な人やモノの交流や相互補完的な機能連携が図られるよう、交流を強化する交通体系の整備・充実を進める。
- ・ 長期にわたり未整備の都市計画道路については、県策定の都市計画道路の見直し基本方針等をもとに土地利用や拠点形成など地域整備の方向性を見直し等とあわせて、その必要性や配置、構造等についての検証を行い、見直しの必要がある場合には都市計画の見直しを行う。
- ・ 新幹線駅や高速道路のインターチェンジなどの広域交通拠点とのアクセス\*性の向上を図る。
- ・ 気候変動等の環境問題や、自家用車による移動が困難な人々に対応するため、山陽新幹線や山陽本線の利便性の向上、山口線の運行本数の維持・充実とともに、身近な交通手段であるバスネットワークの充実など公共交通の維持・充実を図る。
- ・ 公共交通の利用を促進するため、交通結節点の機能強化を図るとともに、駅舎やバス停、歩道や自転車道など、交通施設のユニバーサルデザイン\*に配慮した整備やパークアンドライド、サイクルアンドライドの普及を推進する。

##### 2) 整備水準の目標

- ・ 山口県の道路整備や保全の基本的な方針を示す「やまぐち未来開拓ロードプラン\*」に基づき、厳しい財政状況においても、元気な産業や活気ある地域の中で、人々がはつらつと暮らすことができるよう、重点的・計画的に道路の整備・保全を推進していく。

#### ② 主要な施設の配置の方針

##### 1) 道路

###### 【広域幹線道路】

- ・ 周辺の広域都市圏及び都市拠点との相互連携による中枢性の向上を図り、円滑な交通流動を確保するため、中国自動車道、山陽自動車道、国道2号、国道9号、国道435号、国道376号、国道190号、国道262号、県道山口宇部線（山口宇部小野田連絡道路）を

広域幹線道路として位置づける。

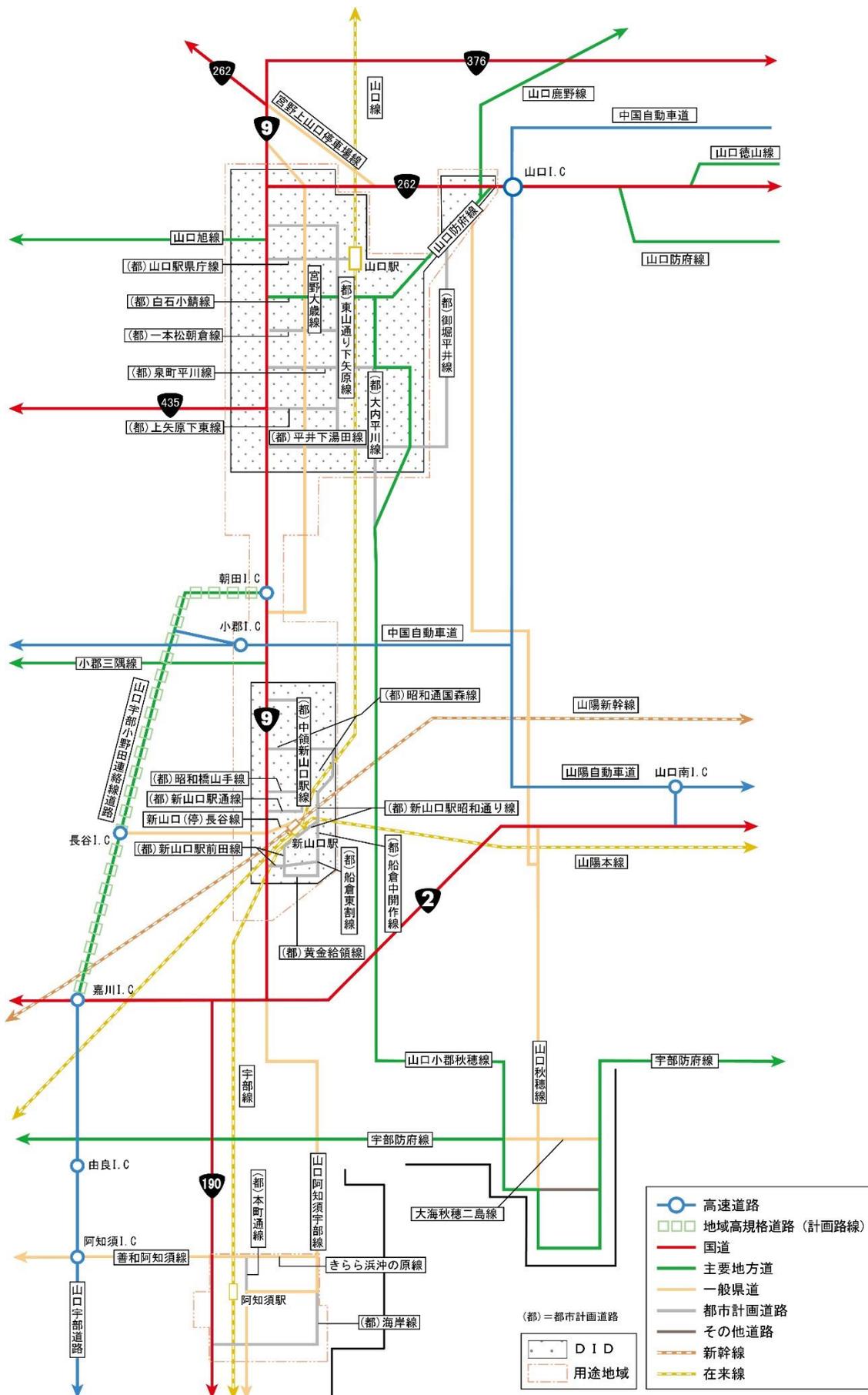
#### 【地域幹線道路】

- ・ 周辺地域との一層の連携を促進するため、県道山口防府線、県道宇部防府線、県道小郡三隅線、県道山口小郡秋穂線、県道山口旭線、県道山口阿知須宇部線、県道善和阿知須線を地域幹線道路として位置づける。

#### 【都市内骨格道路】

- ・ 山口地域の市街地内の幹線道路網として、県道宮野大歳線、(都) 山口駅県庁線、(都) 一本松朝倉線、(都) 東山通り下矢原線、(都) 泉町平川線、(都) 上矢原下東線、(都) 野田香山町線を位置づける。
- ・ 山口地域の市街地内を走る国道9号の機能分担を図る道路として、県道宮野上山口停車場線、(都) 大内平川線を位置づける。
- ・ 山口地域の市街地外周部を循環する道路として、(都) 御堀平井線、(都) 平井下湯田線を位置づける。
- ・ 新山口駅を中心とした小郡都市拠点の市街地形成を図るため、駅北側市街地においては、県道新山口停車場長谷線、(都) 新山口駅通線、(都) 仁保津小郡開作線、(都) 中領新山口駅線を、駅南側市街地においては、環状道路を形成する(都) 新山口駅昭和通り線、(都) 新山口駅前田線、(都) 黄金給領線、(都) 船倉東割線、(都) 鍋倉中開作線を位置づける。
- ・ 阿知須地域の市街地形成を誘導する路線として、県道きらら浜沖の原線、(都) 阿知須駅通り線、(都) 本町通り線、(都) 海岸線を位置づける。
- ・ 秋穂地域の都市の骨格を形成し、分散している市街地間の連絡を高める道路として、県道大海秋穂二島線、県道山口秋穂線を位置づける。

■主要道路の配置の方針



## 2) 公共交通

- ・ 公共交通における広域交通拠点として新山口駅を位置付け、駅前広場の整備やターミナル機能の強化を図るとともに、南北市街地の一体化に努め、県の陸の玄関口として周辺の市街地と一体的な整備を進める。
- ・ 中心市街地へアクセスするための公共交通の拠点として山口駅を位置付け、利用者の利便性向上を図る。
- ・ 山口線や山陽本線、宇部線などの鉄道機能の充実による利便性の向上を促進する。
- ・ 鉄道網との連携を前提とした広域的なバスネットワーク\*や、鉄道サービスを受受できないエリアをカバーするバスネットワーク\*を整備するなど公共交通機関の充実を図る。
- ・ 立地適正化計画\*を活用し、住宅及び医療、福祉、商業、その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した公共交通に関する施策を講じる。

## 3) 駐車場

- ・ 駅等の交通結節点\*や観光拠点等において、今後の市街地整備や観光振興の動向等から民間駐車場の整備状況を勘案し、需要に見合った公共駐車場の整備を行う。
- ・ 自転車駐車場については、交通結節点\*や公共公益施設に付設するだけでなく、沿道土地利用に応じた適正な配置に努める。
- ・ ユニバーサルデザイン\*に配慮した整備を進めるなど、利用者の利便性・安全性の向上に努める。



## (2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

### ① 基本方針

#### 1) 下水道及び河川の整備の方針

##### i) 下水道

- ・ 健康で快適な生活環境の確保や河川、海域等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道や農山漁村地域における集落排水、合併浄化槽等、地域の実情を踏まえた污水处理施設の整備を推進する。
- ・ 近年頻発する局地的な集中豪雨等による浸水被害を軽減するため、公共下水道等の雨水排水施設の整備・充実を推進する。
- ・ 老朽化の進む下水道施設については、事故の未然防止及びライフサイクルコスト\*の最小化のため、健全度に関する点検・調査を実施し、修繕・改築を計画的に進めるとともに、耐震性の向上を図る。

##### ii) 河川

- ・ 多様で生態系に優しい流れの保全・創出等の自然豊かな川づくり、水量の確保や水質の保全と改善等の豊かで清らかな流れの川づくり、洪水等に対して安全で安心できる川づくり、周囲の景観と調和した親水空間等、地域の人に愛され親しまれる川づくりを図る。
- ・ 治水機能を確保するための維持管理や整備に努めるとともに、洪水被害の軽減策として、雨量、水位等の水文情報の伝達やハザードマップ\*の公表等により、住民に自主的かつ的確な避難を促すなど、住民の危機管理意識の高揚に努める。

#### 2) 整備水準の目標

- ・ 下水道については、「山口県污水处理施設整備構想\*」に基づき、污水处理施設整備の計画的かつ効率的な実施を図る。また、雨水排水については、浸水被害を軽減し、都市機能を確保するため、計画的な事業の進捗を図る。
- ・ 河川については、「やまぐちの川ビジョン\*」を反映させた河川整備基本方針及び河川整備計画に基づき、事業の進捗を図る。

### ② 主要な施設の配置の方針

#### 1) 下水道

- ・ 公共下水道は、既成市街地\*を優先的に整備し、周辺市街地においても計画的な事業の促進に努め、良好な生活環境の確保を図る。
- ・ 処理区域内の雨水・污水対策に伴う処理場、ポンプ場や管きよの整備に努める。

#### 2) 河川

- ・ 本区域を流れる河川については、人々の生活の安全及び生活環境の保全を図るため、洪水防止対策と周辺的环境に配慮し、計画的に改修・整備を進める。
- ・ 河川は、都市の重要なオープンスペース\*であることから、人々が気軽に水辺へ近づき、親しむことのできる河川空間の創出に努める。

### (3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

#### ① 基本方針

- ・ 圏域全体の良好な環境を確保する循環型社会の構築を図るため、廃棄物の適正処理を促進するとともに、廃棄物処理施設等の適切な整備と併せて、共同化による広域的な供給処理体制の充実を図る。
- ・ 子供からお年寄りまで全ての人々が安心して日常生活や社会活動ができる都市づくりを推進するため、公共建築物、公園などの公共空間のユニバーサルデザイン\*化を図る。
- ・ 分別収集の徹底、リサイクル活動拠点の整備等により、ごみの再資源化を推進する。

#### ② 主要な施設の配置の方針

- ・ 廃棄物処理法に基づく一般廃棄物及び産業廃棄物については、「山口市一般廃棄物処理基本計画」及び「山口県循環型社会形成基本計画\*」に基づき、廃棄物の排出抑制、再利用、再生利用及び適正処理に関する施策を推進する。
- ・ 可燃ごみ及び不燃ごみの処理については、山口市不燃物中間処理センター及び山口市リサイクルプラザにおいて資源の有効利用を行うとともに、山口市清掃工場及び大浦一般廃棄物最終処分場等において適正に処理することにより、環境への影響に配慮した処理体制の整備と効率的な運用に努める。
- ・ し尿処理については、山口市環境センターにおいて適正な処理に努めるとともに、それらの施設の処理機能の充実を図る
- ・ 卸売市場については、適正な配置を推進する。



### 3-3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

#### (1) 主要な市街地開発事業の決定方針

- ・ 道路、下水道、公園等の都市施設の整備を推進するとともに、地域の特性に応じた魅力ある市街地の形成を図るため、市街地開発事業\*等の面整備や地区計画\*の策定等により、良好な居住環境を備えた都市づくりの推進に努める。
- ・ 山口地域の中心部や新山口駅周辺については、高次都市機能\*の導入により様々な交流が広がる都市空間の形成を図るとともに、文化、業務、商業機能等の充実を図ることにより、広域交流拠点づくりを推進する。
- ・ 白石・大殿地域から湯田温泉地区にかけての中心市街地においては、歴史的な街なみに配慮するなど、それぞれの地区の特徴に応じた市街地再開発事業\*等による市街地再構築に併せた都市機能の導入により、広域的に求心力を発する拠点づくりを推進する。
- ・ 新山口駅周辺の中心部については、県の陸の玄関口の役割を担っていることから、市街地再開発事業\*等の推進により、にぎわいのあるまちづくりを行い、「まち」としての魅力の向上に努める。

### 3-4. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

#### ① 基本方針

- ・ 豊かな自然と都市が共生した循環型地域社会の形成を進めるため、多様な生態系や良好な自然景観を形成しており、自然の豊かさや美しさを実感できる交流やふれあいの場として重要な役割を担っているため、その適正な整備・保全に努めるとともに、レクリエーションや徳地の森林セラピー基地などにみられるような癒しの空間として活用を図る。
- ・ 都市環境への負荷を軽減する緑の機能を保全・活用するため、都市緑化を推進する。
- ・ 緑豊かなうるおいのある都市景観の形成、身近な緑の中でのレクリエーション需要への対応、あるいは災害時の避難場所や救援活動の拠点の確保等を図るため、緑の基本計画等に基づいた公園・緑地の計画的な整備を進める。
- ・ 長期にわたり未整備の都市計画公園については、その必要性や機能、規模等についての検証を行い、必要がある場合には都市計画の見直しを行う。

#### ② 主要な緑地の配置の方針

緑地の配置計画に当たっては、主として緑地の存在機能に着目した環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統、景観構成系統の4つの系統ごとに緑地の均衡ある配置を図る。

##### 1) 環境保全系統

- ・ 都市の骨格や良好な生態系を形成している市街地背後の山地・丘陵地や、榎野川、四十八瀬川などの河川沿いの緑地を保全・創出する。
- ・ 快適な都市環境の形成を図るため、都市生活に密着した市街地内及び周辺地域の都市公園等の整備を推進する。
- ・ 都市の気象緩和の役割がある市街地を取り囲む山地や海、市街地内の緑、「風のみち\*」となる道路や河川等の連続した緑については、都市の生活環境をより快適にする緑として保全・創出する。
- ・ 市街地周辺部の開発がみられる地区などでは、緑地の連続性の回復を図り、市街地を取り囲む外縁緑地の形成に努める。
- ・ 市街地内に点在する史跡、名勝及び神社仏閣の樹林地を保全するとともに、大内文化や萩往還などの歴史的な風土を醸し出す地域については、それらと一体的に保全・整備を図る。
- ・ 丘陵部の森林や池沼、海浜部の干潟、沿岸部の自然海岸と一体となった島状緑地の保全を図る。

##### 2) レクリエーション系統

- ・ レクリエーション利用効果を高めるため、公園等を連結する緑道の設置、河川沿い緑地の活用等により、有機的な緑地の配置を図る。
- ・ 住民の身近な憩いや遊び場として、また休息や運動等の場として利用できる住区基幹公園\*や都市基幹公園\*などの都市公園等を人口や土地利用の動向及び都市施設の配置を勘案して適切に配置する。
- ・ 維新百年記念公園等の市街地内の大規模な都市公園については、住民のニーズ対応し、

またユニバーサルデザイン\*に配慮した施設・機能の更新を図り、都市のレクリエーション拠点として保全・整備する。

- ・ 亀山公園、河原谷公園などの総合公園は、自然とのふれあいを主体とした整備・充実を図る。
- ・ 榎野川沿いの道路や萩往還、大内文化の史跡などを結ぶレクリエーションルートの確立を図る。特に、大殿地区周辺の萩往還沿い及び瑠璃光寺周辺などでは、「大内文化まちづくり推進計画」に基づき、点在する歴史資源の保存・活用や拠点施設の整備、歴史の香るまちなみ景観づくりなどにより、「まち」の再生を図る。
- ・ ホテルが生息する一の坂川の環境保全に努めるとともに、観光資源として活用し観光産業の振興を図る。
- ・ 榎野川河川敷を、レクリエーション緑地として保全・整備する。
- ・ 広域的な交流、レクリエーション施設として、山口きらら博記念公園やきらら浜自然観察公園の整備・充実を図る。
- ・ 秋穂地域の幾つもの入り江を形成する海岸線を、レクリエーション緑地として保全・整備するとともに、レクリエーション資源を結ぶ緑の歩行者軸ネットワークを整備する。
- ・ 老朽化の進む公園施設については、安全確保及びライフサイクルコストの削減のため、効率的な維持管理・保全・改修に努める。

### 3) 防災系統

- ・ 災害時の防災拠点としての役割を果たす緑地として、公園・緑地の整備・維持管理を進める。
- ・ 大規模災害時の防災体制の確保のため、広域的な防災拠点となる緑地として、維新百年記念公園を活用する。
- ・ さらに、大規模災害時の防災体制の強化のため、広域的な防災拠点となる緑地として、山口きらら博記念公園を整備・活用する。
- ・ 洪水、高潮・津波、土砂災害などに加え、地震時等における防災機能の確保のため、地域防災計画に基づいた避難地及び避難路や緩衝帯となる緑地を計画する。
- ・ 洪水や高潮・津波による浸水や、地滑り、斜面崩壊、土石流などの土砂災害のおそれが高い地域に存する緑地については、災害の防止を図るため、保全に努める。

### 4) 景観構成系統

- ・ 自然的な景観を構成する緑地として、市街地背後の山地・丘陵地を保全する。
- ・ 郷土景観を構成し、ランドマークともなる緑地として、市街地内に点在する史跡、名勝及び神社仏閣と一体的な樹林地を保全する。
- ・ 南部地域を中心に広がる田園緑地や集落、北部地域の農地や丘陵地などの良好な郷土景観を構成する緑地の保全を図る。
- ・ 都市にうるおいをもたらしている榎野川、四十八瀬川、仁保川、一の坂川等の河川緑地等の保全・創出に努める。
- ・ 瀬戸内海に面した自然海岸や草山、日地山、小浜山などの山地からなる良好な自然景観を保全する。

- ・ 街路樹の植栽などによる都市施設\*等の緑化を進め、都市景観の向上を図る。

### ③ 個別の都市計画の決定の方針

#### 1) 都市計画公園・緑地等の配置の方針

本区域における都市計画公園・緑地等の配置の方針は次表のとおりである。全ての利用者がスポーツ・レクリエーションを通じて健康体力づくりを行うことができるように、地域の人々の健全な心身の発達に資する施設を整備するとともに、高齢者や障害者の利用に配慮した計画上の工夫により、地域社会のニーズに対応した特色ある整備を進める。

#### 【都市計画公園・緑地等の配置の方針】

公園緑地等の種別		配置の方針
住区基幹公園*		利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発及び土地利用の状況等を勘案し、適正な配置計画の下、整備及び再整備を推進する。
都市基幹公園*	総合公園	亀山公園、河原谷公園、藤尾山公園については、人々が憩い、自然とのふれあいの場として利用できる公園として保全・充実を図る。
	運動公園	山口市スポーツの森、やまぐちリフレッシュパーク等に運動公園としての代替機能を持たせ、スポーツ・レクリエーション環境の向上に努める。
その他の公園・緑地		<p>維新百年記念公園を広域公園として配置し、スポーツ・レジャーの拠点となるように施設の充実を図る。</p> <p>障子岳公園等の風致公園を保全・整備し、地域の特色ある緑地とする。榎野川、仁保川、一の坂川、四十八瀬川等の河川緑地等の保全・創出に努める。</p> <p>身近にスポーツ活動や自然とふれあえるレクリエーションの拠点として、山口きらら博記念公園、きらら浜自然観察公園、草山公園の保全・整備・充実を図る。</p> <p>瀬戸内海に面する自然海岸を保全しつつ、親水性のある緑地軸の整備を図る。</p>

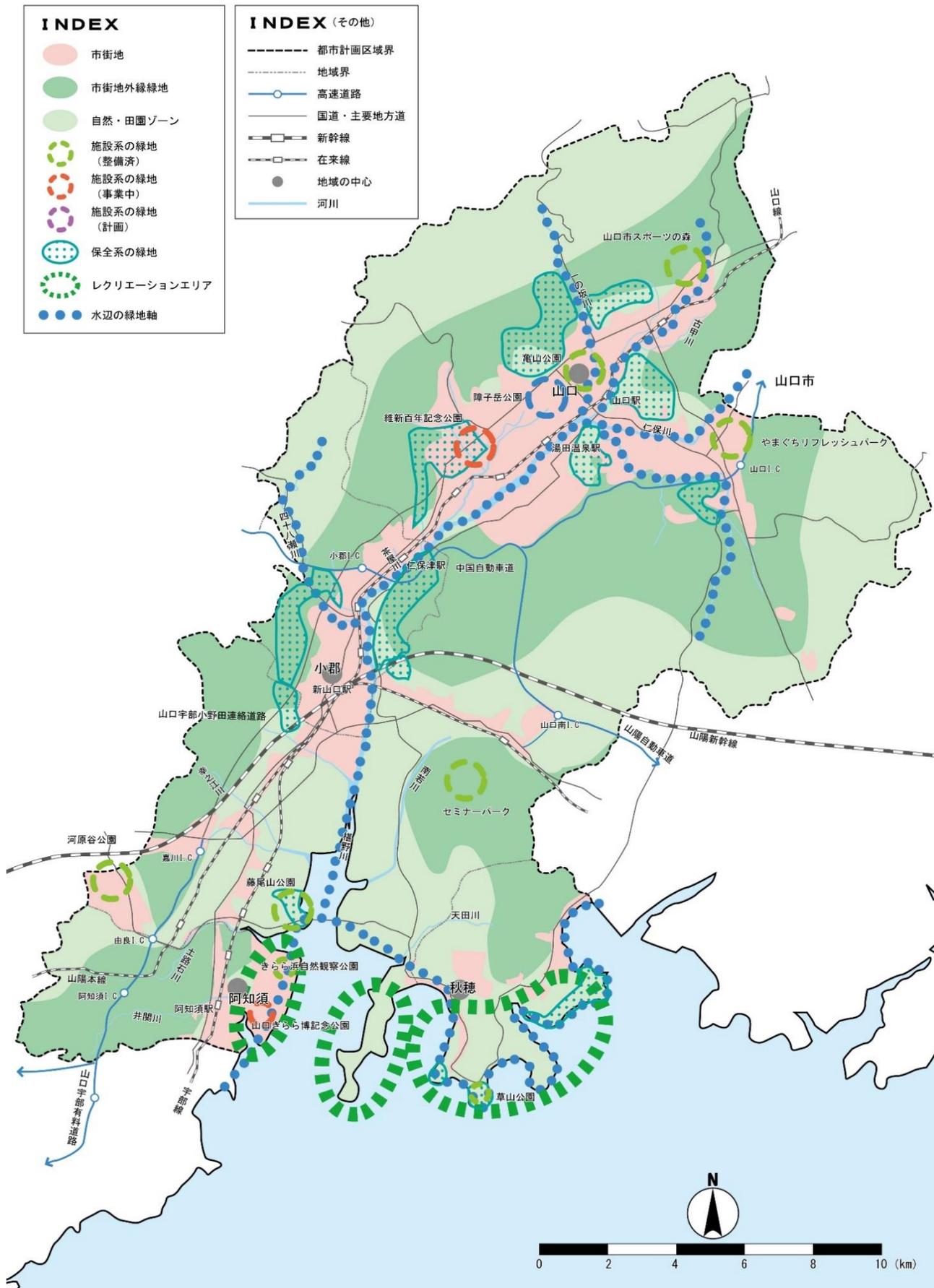
#### 2) 特別緑地保全地区\*等の指定の方針

本区域における特別緑地保全地区\*等の指定の方針は、次表のとおりとする。

#### 【特別緑地保全地区\*等の指定の方針】

地区の種別	指定方針
特別緑地保全地区*	市街地及びその周辺の都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、貴重な動植物の生息地となる緑地等は、良好な自然的環境の維持に必要な緑地として指定を検討する。
風致地区*	市街地に接し、地域の緑地軸を形成する樹林地等は、良好な自然的景観の維持に必要な緑地として指定を検討する。

■ 自然的環境の整備・保全に関する方針



### 3-5. 景観の保全と創出に関する主要な都市計画の決定の方針

#### ① 基本方針

- ・ 「山口県景観形成基本方針\*」に基づき、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を分担しながら美しい景観を守り、育て、快適なまちづくりを推進する。
- ・ 本区域の自然景観の骨格を成している市街地の周りを取り囲む山並みや海、河川等の自然景観や歴史的・文化的なまちなみの保全、市街地内の緑化の推進と併せて、まちなみ景観に配慮した建築物や公共施設の形成を図る。
- ・ 誰もが身近な景観に関心を持てるように、地域景観ワークショップやセミナーなどによる景観への意識を啓発するとともに、それを支える、山口県景観アドバイザーや山口県景観サポーターを育成し、活用する。
- ・ 山口市景観計画\*等に基づき、都市と自然と歴史が織りなす美しい景観を守り、後世に伝えることができるまちづくりを進める。
- ・ 景観に対する意識の啓発や必要な情報提供を積極的に行い、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を分担しながら協働してうるおいのある、美しいまちづくりを進める。

#### ② 主要な景観の保全と創出の方針

- ・ 山口地域の中心拠点であるパークロード及び山口駅周辺から湯田温泉駅にかけての地区については、にぎわいのある魅力的な景観の創出とともに、ゆとりある歩行空間の創出など快適性に富んだ景観形成を図る。
- ・ 新山口駅周辺については、県の陸の玄関口として、人々が集う中心拠点にふさわしい魅力ある都市景観の創出を図る。
- ・ 北部地域の市街地背後の山地・丘陵地や南部地域の榎野川河口周辺地域の田園景観、きらら浜（阿知須干拓地）、瀬戸内海沿岸部の山地と海岸等については、都市を特徴づける良好な自然景観として保全する。
- ・ 「大内文化まちづくり推進計画」に基づき、歴史的景観や良好な自然景観を残す大殿地区周辺の萩往還沿い及び瑠璃光寺周辺などでは、地域を特徴づける景観を有する地区として個性のあるまちづくりに努める。
- ・ 阿知須駅周辺や、秋穂総合支所周辺については、地域の玄関口として、また人々が集う地域の拠点にふさわしい魅力ある景観の創出を図る。
- ・ 都市にうるおいをもたらしている榎野川、四十八瀬川、天田川などの水辺、岩屋半島や榎野川河口部の海岸線については、周囲の景観と調和した潤いある水辺景観の形成を図る。
- ・ 国道9号、国道190号等の幹線道路沿いで、大規模店舗や業務施設、集合住宅等が集積する地区では、周囲の景観と調和した緑豊かな景観の形成を図る。
- ・ 道路や沿道の緑化、電線類の地中化等により、観光ネットワーク\*の演出にも役立つ、地域の特性を活かした道路景観の形成に努める。
- ・ 身近な生活空間においても、地域住民の総意と自主性のもと、地域に根ざした居心地の良い景観が保全・創出できるよう努める。

### 3-6. 都市防災に関する主要な都市計画の決定の方針

#### ① 基本方針

- ・ 本区域の災害特性を考慮した土地利用の誘導等を行うとともに、避難場所や避難路、延焼防止帯となる公園や道路等の整備を促進するなど、災害に強いまちづくりに取り組む。
- ・ 近年頻発する局地的な集中豪雨や大型化する台風による洪水、高潮、土砂災害などに対し、被害の発生や拡大をできるだけ抑えることができるよう、災害リスクを踏まえた都市構造の実現を目指す。
- ・ 地震による建築物の倒壊や、火災・延焼による被害を抑えるため、「山口県耐震改修促進計画\*」及び「山口市耐震改修促進計画」に基づく建築物の耐震改修の促進を図るとともに、防火安全性の確保に努める。なお、地震津波等については、様々な取組や検証に基づき、必要な都市構造等を検討する。
- ・ 防災拠点となる公共施設等の耐震化を図るとともに、業務継続計画（BCP）\*を活用するなど、災害時の業務継続に努める。

#### ② 主要な都市防災の方針

- ・ 災害を防除する河川管理施設や急傾斜地崩壊防止施設\*、海岸保全施設\*等の整備や適切な維持管理に併せ、土砂災害警戒区域\*、津波災害警戒区域\*、洪水及び高潮浸水想定区域\*等については、各種ハザードマップ\*等により、危険の周知や各種防災対策の実施、住民が参加した避難訓練の実施等を行う。
- ・ 木造住宅等が密集する地区については、建築物の耐震化や不燃化を促進する。
- ・ 瀬戸内海沿岸は、入り江、湾形の多い南向きの海岸であり、台風時に高潮被害などが発生しやすいため、これらの被害を軽減することを目的として、海岸保全施設\*等の整備を推進する。
- ・ 南海トラフ巨大地震等による被害に対しては、迅速な情報伝達などのソフト面\*での対応を図る。
- ・ 住宅や不特定多数の者が集まる建築物、緊急輸送道路沿いの建築物では、建築物の耐震化を促進する。
- ・ 市街地を流れる榎野川の洪水ハザードマップ\*や山口市防災マップなど、洪水や高潮・津波、土砂災害等の災害リスクを示す各種ハザードマップ\*の周知や活用の促進により、住民の防災意識を高め、災害発生時の被害の軽減を図る。